

## 第 18 回データ流通促進 WG 主なコメント

開催日時：平成 29 年 12 月 7 日（木）15:00～17:30

開催場所：経済産業省 本館 17 階 第 1～3 共用会議室

主なコメント：

### 【ディスカッション①】国内のデータ流通促進について

- ・ 個人情報・産業データのいずれも所有権が発生しないが、このことが社会に浸透していない。
- ・ データの価格を提供者側が決めることはできない。データの価値は利用者が判断するものである。
- ・ 自社のデータ分析でどの程度の価値が創出されるか、把握している事業者は少ない。
- ・ 日本では、これまで IT システムの導入や運用等を外部に委託してきたため、データをビジネスにつなげられる人材が社内に育っていない。
- ・ 平成 29 年 5 月に公表された「データの利用権限に関する契約ガイドライン」については、事例を蓄積していくことが必要である。

### 【ディスカッション②】越境を伴うデータ流通促進について

- ・ GDPR 発効後も、加盟国の各法律に違反し、GDPR の罰則規定が適用されるケースがある。国別の対応が引き続き必要である。
- ・ データの越境については、個人情報・メディアコンテンツ等の情報・機密情報の 3 つを区別した上で、規制の目的は何か等複数の観点からの整理が必要である。
- ・ 日本では、各国のデータ保護法制に関する動向について十分に情報収集できていない。
- ・ 各国の法律では、個人情報の取得者に対して、取扱いに関する義務が課せられている。しかし中国のインターネット安全法は、当該義務をネットワーク管理者に課している。
- ・ オリンピックにおけるインバウンド・アウトバウンド需要において、外国人旅行者が日本国内でサービス登録し、日本国内でデータを利用する場合は問題ない。ただし日本国内で登録したデータを帰国先で利用する場合、現地の法律に違反する恐れがある。

### 座長まとめ

- ・ 「データの利用権限に関する契約ガイドライン」の改定に当たって、事例の蓄積がないため、契約に結び付かないという課題がある。市場の形成には時間を要するが、事業者の意見等を踏まえ、ブラッシュアップを重ねていく必要がある。
- ・ データの越境制限は、たいへん複雑な課題であり、各国の動向等を情報収集、共有することが重要である。着実に取組みを検討し、進めてもらいたい。

お問合せ先：

商務情報政策局 情報経済課

電話：03-3501-0397

FAX：03-3501-6639